琉球大学学術リポジトリ

近世琉球における林野入会の諸形態：羽地間切杣山巡回日誌の分析(生物生産学科)

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学農学部
	公開日: 2008-02-14
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 仲間, 勇栄, Nakama, Yuei
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/3809

近世琉球における林野入会の諸形態
－羽地間切杣山巡回日誌の分析－

仲間勇栄*

Yuei NAKAMA : A Historical Study on the Utilization of the Common Farm Forest during the Ryukyu Dynasty Era

Summary

The objective of this study is to clarify the forest land utilization methods practiced by the various villages, during the Ryukyu dynasty, through analyzing an old document (1849) discovered in Haneji village of northern Okinawa.

This document describes five different types of forest land utilization.

Type A : Forest lands which are owned by a village, and utilized solely by that village.

Type B : Forest lands which owned by a village, and utilized by an other village.

Type C : Forest lands which are owned by a village, and utilized by several other villages.

Type D : Forest lands which are owned by a village, and utilized jointly with other villages.

Type E : Forest lands which are jointly owned by several villages, and jointly utilized by these owning villages.

The forest administration and the peasant's utilization of the forest lands were reformed during the period 1730 to 1750 of the Ryukyu dynasty era. The reforms appear to be precipitated exhaustion of forest resources which were suppling timber primarily for various types of public use, which included the reconstruction of the royal palace (Shuri castle) every 20 years.

The Ryukyu dynasty regarded Types D and E under the old forest land use system, as the cause of forest denudation. Responsibility for protecting the forest land could not be fixed because of the multiple ownership and utilization. Therefore, the Ryukyu dynasty officials had deemed it necessary to reorganize the forest policy, by dividing forest land and assigning specific tracts to specific villages.

As a result of the reform, Type A through C increased in number

*琉球大学農学部生物生産学科

琉球大学農学部学術報告 39 : 47～63 (1992)

through the progressive assimilation of foresst Type D and E.

The reform also resulted in reafforestation measures through the directed planting of specific species, and may therefore be properly classified as the first official conservation act in the history of the Ryukyus and possibly Japan. The planted species included *pinus luchuensis* Mayr, *Podocarpus macrophyllus* D. Don, *Cryptomeria japonica* D. Don, *Cunninghamia lanceolata* Hook, and *Vernicia fordii* Airy Shaw.

I はじめに

近世琉球において、林野が地方レベルで、どのように管理・利用されていたか、という点については、学問的にまだ明らかにされていない。

筆者は『沖縄林野制度利用史研究』の中で、杣山が入会林野でることを、歴史史料を使って、明らかにしているが、その内容は極めて大雑把であって、村レベルでのモノグラフィックな研究は、将来の課題として残されていた。

『近世地方経済史料』（第九巻）の中に「羽地間切杣山巡回日誌」という史料がある。

この史料は、当時の山役人が、羽地間切（沖縄本島北部に位置し、明治期、羽地村となり、戦後、名護市に合併）の杣山を踏査して、そこに何が植えられているかを、各村別に詳しく調査し記録したものである。

この史料は、その内容の重要さにもかかわらず、これまであまり注目されずに置かれていた。しかしながら、限られた近世期の山関係の史料の中で、この史料は、近世琉球における山の制度と利用の歴史を、村レベルで見ていくうえで、極めて示唆に富む貴重なものである。

この小稿では、この史料の詳細な分析を通して、近世琉球における村落レベルでの林野利用の歴史像の一端を、描き出して見たいと思う。

II 史料の背景と内容構成

「羽地間切杣山巡回日誌」という名称は、同史料の文末に「道光貳拾九年己酉年（嘉永二年己酉）山方日記羽地間切」と記載されていることから見て、『近世地方経済史料』の編集者が便宜上名付けたものと思われる。道光貳拾九年は西暦では1849年にあたる。

近世琉球における山の制度が確立するのが、1730年代から50年代。この時期に、「耕地と集落の変動を補足・総括」（山本弘文「近世久米島の土地所有と地代」）する目的で、田畑や山の検地（いわゆる元文検地）が総合的に実施される。これによって、間切山野・村山野・私用山野などと杣山との境界が明確に区別され、また、これまでの模合利用されていた各村々の林野の位置と境界もはっきりし、そして林野の管理・利用に関する法令等が布達されて、林野の全体的な管理システムが出来上がる。

本稿の分析対象となっている「羽地間切杣山巡回日誌」は、1849年の調査記録であるから、近世琉球の林野制度が確立してからおよそ100年後の巡回日誌ということになる。

この実地調査は、毎年、春と秋に定期的に実施される山奉行の杣山巡回の一環として行われたものである。

「羽地間切杣山巡回日誌」によると、杣山の調査は旧の４月３日から同月の22日にかけて実施され、途中、準備期間や雨で中止分を差し引くと、実際に行った調査は正味12日間となる。

調査の方法は、山奉行と仮筆者がそれぞれ総山当、山当などの山役人を従えて、二手に分かれて各村々

の山を踏査するというもので、その結果は、次のような形式で記載されている。

「我部祖河村大城山模合樫木敷之内古我知村構一敷、我部祖河村一敷、呉我村構一敷、仲尾村構一敷、同村同三敷、仲尾村同山同一敷」

「饒辺名、済井出、屋我三ヶ村屋我地（山）同松敷二敷、饒辺名村なかね山屋我饒辺名二ヶ村樫木敷一敷、同村同山我部村構同一敷、同村同山我部饒辺名二ヶ村模合杉木敷一敷」

引用文中に見られるように、村名、その村所持の山名、仕立樹種、他村の利用方法、仕立敷数、等々が記載され、どこの山に何がどれだけ植えられ、それをどの村が管理・利用しているかが、全体的に把握できる仕組になつている。

これからのデータを山名、所持村名、構、模合持、樹種・敷数などの項目毎に整理したのが、表１である。

この表を使って、以下、山の利用のありかたを具体的に見ていくことにする。

表１　山の所持村名、構・模合、樹種・敷数

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
―――	我部祖河村	―――	松御用木二本
―――	我部祖河村	―――	唐竹敷一敷
長又山	我部祖河村	―――	藪御仕立一敷
―――	古我知村	―――	松御用木七本
―――	古我知村	―――	唐竹（敷）一敷
おく又山	（古我知村）	―――	松御仕立敷三敷
前たんにや山	（古我知村）	―――	松御仕立敷二敷
めんさくへり山	（古我知村）	―――	樫木敷一敷
（めんさくへり山）	（我部祖河村）	―――	樫木敷一敷
（めんさくへり山）	（呉我村）	―――	（樫木敷）一敷
（めんさくへり山）	（仲尾次村）	―――	（樫木敷）一敷
（めんさくへり山）	（古我知村）	―――	（樫木敷）一敷
（めんさくへり山）	（仲尾次村）	―――	（樫木敷）一敷
仲ノあらし山	（仲尾村）	―――	（樫木敷）一敷
（仲ノあらし山）	（古我知村）	―――	杉新敷一敷
（仲ノあらし山）	（我部祖河村）	―――	杉新敷一敷
（仲ノあらし山）	（我部祖河村）	―――	喰実御仕立松敷一敷
寄合山	（我部祖河村）	―――	喰実御仕立松敷一敷
前たんにや山	（我部祖河村）	―――	樫木敷一敷
めんさくへり山	（我部祖河村）	―――	藪御仕立敷一敷
（めんさくへり山）	（振慶名村）	―――	藪御仕立敷一敷
御嶽山	伊差川村	―――	唐竹敷一敷
のるくもい川山	伊差川村	―――	（唐竹敷）一敷
御嶽山	伊差川村	―――	松御用木六本
おせちん御嶽山	田井等村	―――	松御用木一本
御嶽山	川上村	―――	唐竹敷一敷
―――	谷田村	―――	松御用木二本
前山	親川村	―――	松御用木一本

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
大城山	我部祖河村	古我知村構	模合樫木敷之内一敷
大城山	我部祖河村	―――	（樫木敷）一敷
大城山	（我部祖河村）	呉我村構	（樫木敷）一敷
大城山	（我部祖河村）	仲尾村構	（樫木敷）一敷
大城山	（我部祖河村）	仲尾村構	（樫木敷）三敷
大城山	仲尾村	―――	（樫木敷）一敷
大城山	我部祖河村	―――	松敷一敷
大城山	仲尾村	―――	松敷二敷
大城山	我部祖河村	―――	松敷一敷
大城山	仲尾村	―――	松敷二敷
大城山	我部祖河村	―――	松敷二敷
大城山	仲尾村	古我知村構	樫木敷一敷
大城山	我部祖河村	―――	樫木敷一敷
（大城山）	（我部祖河村）	古我知村構	樫木敷一敷
地ゑほきき山	（我部祖河村）	古我知村構	樫木敷一敷
（地ゑほきき山）	（仲尾村）	―――	樫木敷一敷
地ゑほきき山	呉我村	―――	松御用木二本
（地ゑほきき山）	呉我村	―――	樫木敷一敷
（地ゑほきき山）	（呉我村）	我部祖河村構	樫木敷一敷
地ゑほきき山	呉我村	―――	桐木敷一敷
地ゑほきき山	（呉我村）	―――	松一敷
地ゑほきき山	（呉我村）	古我知村構	桐木敷二敷
あわりたい山	呉我村	―――	桐木敷一敷
あわりたい山	呉我村	―――	杉新敷一敷
あわりたい山	（呉我村）	―――	松敷一敷
わいおひや山	（呉我村）	親川村構	松敷二敷
わいおひや山	呉我村	―――	松敷五敷
かねつ山	伊差川村	―――	松御用木十二本
（かねつ山）	（伊差川村）	―――	松敷五敷
（かねつ山）	（伊差川村）	―――	松敷八敷
かねつ山	伊差川村	仲尾村構	桐木一敷
かねつ山	（伊差川村）	振慶名村構	桐木一敷
かねつ山	伊差川村	―――	桐木一敷
かねつ山	伊差川村	―――	樫木敷二敷
おかん嵩山	振慶名村	―――	桐木閉松敷二敷
おかん嵩山	（振慶名村）	伊差川村構	開地一敷
おかん嵩山	（振慶名村）	伊差川村構	樫木敷一敷
おかん嵩山	伊差川村	―――	樫木敷一敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	樫木敷一敷

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
おかん嵩山	振慶名村	———	松敷二敷
おかん嵩山	（振慶名村）	伊差川村構	（松敷）三敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村（構）	杉新敷一敷
おかん嵩山	振慶名村	———	杉新敷一敷
おかん嵩山	（振慶名村）	伊差川村構	樫木敷二敷
おかん嵩山	振慶名村	———	杉木敷四敷
おかん嵩山	振慶名村	———	松敷三敷
前山	屋我村	———	樫木敷二敷
前山	済井出村	———	松敷三敷
前山	屋我村	———	松敷三敷
御嶽山	饒辺名村	———	山竹一敷
前田山	饒辺名村	———	樫木敷一敷
□川山	饒辺名村	———	樫木敷二敷
あみちや山	饒辺名村	———	樫木敷二敷
森原川山	屋我村	———	樫木敷一敷
屋我地山	饒辺名村	———	松敷一敷
なかね山	饒辺名村	———	樫木敷二敷
なかね山	済井出村	———	樫木敷一敷
屋我地（山）	饒辺名・済井出・屋我三ヵ村	———	松敷二敷
なかね山	饒辺名村	屋我・饒辺名二ヵ村（模合）	樫木敷一敷
なかね山	饒辺名村	我部村構	樫木敷一敷
なかね山	饒辺名村	我部・饒辺名二ヵ村模合	杉木敷一敷
屋我地山	?	屋我・済井出・我部・饒辺名四ヵ村(構)	松敷一敷
さうきな山	饒辺名村	———	松敷一敷
屋我地山	?	屋我・済井出・饒辺名・我部四ヵ村構	松敷二敷
さうきな山	?	屋我・済井出・饒辺名・我部四ヵ村構	（松敷）一敷
屋我地山	?	———	（松敷）一敷
さうきな山	済井出・饒辺名二カ村	———	枚敷一敷
屋我地山	?	（屋我・済井出・饒辺名・我部)四ヵ村構	松敷三敷
屋我地山	饒辺名村	———	松敷一敷
屋我地山	（饒辺名村）	仲尾村構	松敷一敷

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
御嶽山	我部村	―――	唐竹敷一敷
屋我地（山）	饒辺名村	―――	松敷五敷
松川山	仲尾村	―――	?
しほきや又山	親川村	―――	松御用木一本
おちよる又山	親川村	―――	松御用木三本
なきや又山	親川村	―――	松御用木四本
おちよる又山	仲尾村	済井出村構	樫木敷一敷
おちよる又山	親川村	―――	（樫木敷）二敷
おちよる又山	親川村	―――	開地松雑木敷三敷
おちよる又山	親川村	―――	杉新敷一敷
おちよる又山	仲尾村	親川・仲尾・呉我・饒辺名四ヵ村模合	杉新敷一敷
みやつ山	振慶名村	田井等村構	杉新敷一敷
ひい又山	振敷名村	饒辺名村構	杣敷一敷
（ひい又山）	振慶名村	―――	開地一敷
たかい山	田井等村	―――	松敷一敷
たかい山	親川村	―――	松敷一敷
たかい山	親川村	―――	桐木敷六敷
たかい山	田井等村	―――	杣敷二敷
同又山	田井等村	―――	樫木敷一敷
同又山	田井等村	―――	杉敷一敷
御いきり川山	田井等村	―――	杉新敷一敷
御いきり川山	田井等村	―――	松敷三敷
御いきり川山	親川村	屋我村構	杉敷一敷
御いきり川山	田井等村	―――	（杉敷）一敷
御いきり川山	?	田井等村構	樫木敷一敷
しほきや又山	親川村	―――	樫木敷一敷
御いきり川山	親川村	―――	杉敷一敷
しほきや又山	親川村	田井等・親川二ヵ村模合	杉敷一敷
しほきや又山	親川村	―――	杉敷二敷
しほきや又山	親川村	―――	松敷一敷
しほきや又山	親川村	―――	開地一敷
しほきや又山	親川村	―――	樫木敷四敷
しほきや又山	親川村	我部祖河村構	樫木敷一敷
（しほきや又山）	（親川村）	田井等村構	（樫木敷）二敷
しほきや又山	親川村	伊差川村構	（樫木敷）一敷
しほきや又山	親川村	―――	杉敷一敷
しほきや又山	（親川村）	―――	樫木敷一敷
おちよる又山	親川村	呉我村構	杉敷一敷

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
おちよる又山	親川村	―――	松敷一敷
おちよる又山	親川村	屋我・饒辺名・我部三ヵ村構	杣敷一敷
しほきや又山	親川村	―――	開地敷一敷
しほきや又山	親川村	―――	松御用木一本
又喜（納）山	川上村	―――	杉木敷一敷
又喜（納）山	田井等村	―――	桐木敷二敷
又喜（納）山	田井等村	―――	桐木閉松敷一敷
又喜（納）山	田井等村	―――	藪山松敷一敷
又喜（納）山	川上村	―――	杣敷一敷
又喜（納）山	（川上村）	振慶名村構	樫木敷一敷
又喜（納）山	川上村	―――	杣新敷一敷
又喜（納）山	（川上村）	田井等村構	樫木敷一敷
（又喜〈納〉山）	（川上村）	振慶名村構	（樫木敷）一敷
（又喜〈納〉山）	（川上村）	田井等村構	（樫木敷）二敷
しほきや又山	田井等村	―――	開地閉敷一敷
しほきや又山	田井等村	―――	松御用木十三本
又喜納山	川上村	―――	開地閉敷一敷
又喜納山	川上村	―――	松御用木二本
□のこへり山	田井等村	―――	杣敷一敷
ふしへり山	田井等村	―――	杣敷一敷
おわらへ筋山	田井等村	―――	松敷二敷
かつら又山	川上村	―――	薄野松敷四敷
かつら又山	川上村	済井出村構	桐敷一敷
ぬくいけ山	川上村	―――	松敷五敷
ぬくいけ山	川上村	―――	開地閉敷松敷三敷
ぬくいけ山	川上村	―――	杣敷一敷
ぬくいけ山	川上村	仲尾次村構	樫木敷一敷
ぬくいけ山	川上村	―――	樫木敷一敷
（ぬくいけ山）	（川上村）	―――	いく敷一敷
門喜納山	川上村	―――	桐木敷三敷
門喜納山	川上村	―――	薄野松敷三敷
しほきや又山	田井等村	―――	開地閉敷松敷二敷
又喜納山	田井等村	―――	松敷一敷
？	仲尾次村	―――	開地閉敷雑木敷一敷
大ひら原	仲尾次村	―――	唐竹敷一敷
親川又川の上山	仲尾次村	―――	松御用木七本
屋の上山	仲尾次村	―――	松御用木二本
あまんちや頭山	川上村	―――	松敷一敷
門喜納山	川上村	―――	薄野松仕立三敷

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
嵩仲山	川上村	―――	開地閉松敷三敷
おいすつ山	仲尾次村	―――	樫木敷二敷
下たによ山	仲尾次村	―――	樫木敷三敷
あみちや山	（仲尾次村）	―――	樫木敷三敷
あら又山	（仲尾次村）	―――	薄野仕立枯いちよ敷一敷
大石又山	（仲尾次村）	―――	桐木閉松敷一敷
（大石又山）	（仲尾次村）	―――	桐木敷二敷
あら又山	仲尾次村	屋我村構	桐木敷一敷
（あら又山）	（仲尾次村）	我部村構	桐木敷二敷
あら又山	仲尾次村	―――	桐木閉松敷一敷
あら又山	仲尾次村	―――	桐木閉松敷三敷
あら又山	仲尾次村	―――	桐木敷一敷
嵩仲山	仲尾次村	―――	樫木敷二敷
山すぢのはな山	仲尾次村	―――	樫木敷一敷
山すぢのはな山	（仲尾次村）	―――	松敷一敷
あら又山	仲尾次村	―――	開地閉松敷三敷
あら又山	（仲尾次村）	―――	杣新敷一敷
あまんきや山	（仲尾次村）	―――	杣木敷一敷
あら又山	（仲尾次村）	―――	杣木敷二敷
あら又山	（仲尾次村）	―――	樫木敷一敷
あまんきや山	（仲尾次村）	―――	樫木敷一敷
あまんきや山	（仲尾次村）	―――	杣木敷一敷
（あまんきや山）	（仲尾次村）	―――	樫木敷一敷
あまんきや山	（仲尾次村）	―――	松敷四敷
ひしこへり山	真喜屋村	―――	開地閉松敷一敷
おらかき山	真喜屋村	―――	桐木一敷
親川又山	真喜屋村	―――	桐木九本
上の川山	真喜屋村	―――	桐木二本
まてきや山	真喜屋村	―――	桐木一本
まてきや山	（真喜屋村）	―――	唐竹敷一敷
長畠き山	真喜屋村	―――	松敷三敷
長畠き山	（真喜屋村）	饒辺名村構	桐木敷一敷
長畠き山	真喜屋村	―――	桐木一敷
長畠き山	（真喜屋村）	饒辺名村構	桐木敷三敷
長畠き山	（真喜屋村）	屋我村構	桐木敷一敷
おたんにや山	真喜屋村	―――	桐木敷一敷
すかり山	真喜屋村	―――	薄野松敷一敷
下だによ	真喜屋村	―――	桐木敷一敷

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
長畠き山	（真喜屋村）	饒辺名・屋我二カ村構	桐木敷一敷
おたんにや山	（喜喜屋村）	――	杣敷五敷
（おたんにや山）	（喜喜屋村）	――	樫敷二敷
おたんにや山	（真喜屋村）	――	杣敷三敷
（おたんにや山）	（真喜屋村）	――	樫敷一敷
おりすり山	（真喜屋村）	――	開地閉松敷三敷
ほくつ山	（真喜屋村）	――	杣敷八敷
（ほくつ山）	（真喜屋村）	――	樫木敷二敷
かわら松こべり山	（真喜屋村）	――	樫敷三敷
もきやくほ山	（真喜屋村）	――	松敷八敷
かつさ山	（真喜屋村）	――	松敷一敷
港の上山	源河村	――	松御用木四本
野国名山	（源河村）	――	松御用木一本
しいか山	（源河村）	――	松御用木三本
しいか山	（源河村）	――	樫木敷一敷
いきんたう山	（源河村）	――	松御用木二本
上城山	（源河村）	――	松御用木二本
蔵の上山	（源河村）	――	松御用木二本
城□山	（源河村）	――	開地閉松敷一敷
しいか山	（源河村）	――	杉敷二敷
しいか山	（源河村）	――	御禁山一敷
よん□山	（源河村）	――	杉敷一敷
おゑきやね山	（源河村）	――	杉敷一敷
さけの波山	（源河村）	――	杉敷一敷
さけの波山	（源河村）	――	松敷二敷
さけの波山	（源河村）	――	杉敷四敷
さけの波山	（源河村）	――	松敷一敷
石あら山	（源河村）	――	松敷一敷
□の嘉陽山	（源河村）	――	松敷一敷
さけの時山	（源河村）	――	開地閉松敷一敷
いきんたう山	（源河村）	――	開地閉松敷一敷
いきんたう山	（源河村）	――	杣新敷一敷
いきんたう山	（源河村）	――	杉敷四敷
みよとか山	（源河村）	――	松敷三敷
おわら又山	（源河村）	――	開地閉松敷三敷
すうと山	（源河村）	――	桐木敷一敷
みとり山	源河村	――	唐竹敷
瀬例御嶽山	源河村	――	唐竹敷一敷
（瀬例御嶽山）	源河村	――	しんたん木一本

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・數数
瀬例御嶽山	（源河村）	―――	松御用木十一本
くらつ山	（源河村）	―――	松御用木一本
よくつ山	（源河村）	―――	松御用木二本
にしなかう山	（源河村）	―――	松御用木一本
くらつ山	源河村	―――	桐木三數
くらつ山	（源河村）	―――	桐木閉松數一數
（くらつ山）	（源河村）	―――	桐木數一數
よくつ山	（源河村）	―――	桐木數一數
よくつ山	（源河村）	―――	杣數三數
よくつ山	（源河村）	―――	松數一數
吉山	（源河村）	―――	桐木閉松數一數
ゑほゑく山	済井出村	―――	樫木數二數
ゑほゑく山	屋我村	―――	樫木數一數
ゑほゑく山	源河村	―――	松數一數
ゑほゑく山	源河村	済井出村構	松數一數
にしなかう山	源河村	屋我村構	松數一數
にしなかう山	源河村	屋我村構	松數一數

出所：「羽地間切杣山巡回日誌」（『近世地方経済史料』第九巻）。

注：（　）内は文意の流れから判断して記載した。―――印は該当するものなし。？印は不明。表中「おらかき山」の「お」は「あ」を、また、「吉山」の「吉」は「同」で前行の「よくつ山」を表わすのか、疑問点が残る。

――線の区切りは原文の調査日毎の段落を示す。

III　構・模合利用の意味

構・模合利用の意味を問う前に、まずはじめに、表１の中の特殊な用語の説明をしておく必要があろう。

松はリュウキュウマツ、唐竹はビゼンナリヒラ、樫木はイヌマキ、杉木はコウヨウザン、桐木はシナアブラギリ、枚はスギ、いくはモッコク、枯はオキナワウラジロガシ、いちょはイジュ、しんたん木はセンダンのことである。造林樹種を敷数別に見ると、松が162敷と最も多く、次いで樫木（91敷）、桐木（41敷）、杉木（37敷）、枚（35敷）、唐竹（10敷）、いく（１敷）、枯・いちょ（１敷）、などとなっている（表２）。

表２　樹種別敷数・本数の割合

樹　種	敷数・本数	敷数割合
松	162敷、95本	42.7
唐竹	10敷	2.6
樫木	91敷	24.0
杉木	37敷	9.8
桐木	41敷、12本	10.8
山竹	１敷	0.3
枚	35敷	9.2
いく	１敷	0.3
枯・いちょ	１敷	0.3
しんたん木	１本	—

敷は唐竹敷、樫木敷、杉新敷、桐木敷、松敷、枚敷などと、それぞれ樹木名を冠して用いられているが、この用法には、さまざまな使い方が見られる。たとえば、畑敷、山芋敷、大根敷、多葉粉敷、蘇鉄敷、堤防敷、道路敷など。これらに共通しているのは、人の手を加えて何かを作り出した所、という場所を表わす意味で使われている点である。

敷は『広辞苑』によれば、敷地の略であり、したがって、樫木敷、杉新敷、桐木敷などと用いられる場合は、それぞれの樹木の植えられた場所を指し、植林地を意味する言葉である、と理解してよい。史料等にしばしば出てくる仕立敷というものも、植林地を表わす言葉である。また、一敷、二敷というのは、厳密な基準を示す面積のことではなく、樫木、杉、桐木などが、あるまとまりをもって植えられている所、と解してよいだろう。

「喰実御仕立松敷」の喰実は、普通、喰実畑（クイミハタ）の名称で史料中に散見できる。これは藪山を焼き払らって、３～４年間作物を栽培し、雑草が繁茂し地力が低下して作物の実入りが悪くなつてくると、松の種子などを蒔き入れて樹木を仕立てるというもので、一種の焼畑造林のことである。なお、表１の中の「開地閉松敷」も、焼畑利用から松仕立敷への転換を指している。

さて、以上の事柄を念頭に入れた上で、以下、構利用と模合利用の違いについて、やや詳しく検討して見よう。

１．構利用

構は名詞読みではカマエである。『広辞苑』によれば、「つくり。くみたて。構造。組み立てて作ったもの。」などを意味する言葉となっている。

旧羽地村の古老達の話しによると、構は方言でカムイと呼び、お互いの仕事をする上で、一人々の持ち分、すなわち担当の意味で使われる場合もあるという。

近世期の琉球では、御法度木の盗伐・密売を取り締るため、各村の主要な津口に船改所を設け、そして何々村は「在番構」・「検者構」・「筆者構」として、それぞれ担当区域を定めていた。『近世地方経済史料』の編集者は、この構を所管の意味だとしている。『広辞苑』では、所管は「管理または管轄すること。また、その範囲。」となっている。

これらの事実から判断すると、構とは、人工的に作られたものを、ある主体が管理している状態のことである、と一般化することができよう。

表３は、表１から構・模合利用だけを抜き出して、まとめたものである。

表３　山の所持村別構・模合利用

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
大城山	我部祖河村	古我知村構	樫木敷一敷
大城山	我部祖河村	呉我村構	樫木敷一敷
大城山	我部祖河村	仲尾村構	樫木敷一敷
大城山	我部祖河村	仲尾村構	樫木敷三敷
大城山	仲尾村	古我知村構	樫木敷一敷
大城山	我部祖河村	古我知村構	樫木敷一敷
地ゑほきき山	我部祖河村	古我知村構	樫木敷一敷
地ゑほきき山	呉我村	我部祖河村構	樫木敷一敷
地ゑほきき山	呉我村	古我知村構	桐木敷二敷
わいおひや山	呉我村	親川村構	松敷二敷
かねつ山	伊差川村	仲尾村構	桐木一敷
かねつ山	伊差川村	振慶名村構	桐木一敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	開地一敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	樫木敷一敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	樫木敷一敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	松敷三敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	杉新敷一敷
おかん嵩山	振慶名村	伊差川村構	樫木敷二敷
なかね山	饒辺名村	屋我・饒辺名二ヵ村模合	樫木敷一敷
なかね山	饒辺名村	我部村構	樫木敷一敷
なかね山	饒辺名村	我部・饒辺名二ヵ村模合	杉木敷一敷
屋我地山	?	屋我・済井出・我部・饒辺名四ヵ村構	松敷一敷
屋我地山	?	屋我・済井出・饒辺名・我部四ヵ村構	松敷二敷
さうきな山	?	屋我・済井出・饒辺名・我部四ヵ村構	松敷一敷
屋我地山	?	屋我・済井出・饒辺名・我部四ヵ村構	松敷三敷
屋我地山	饒辺名村	仲尾村構	松敷一敷
おちよる又山	仲尾村	済井出村構	樫木敷一敷
おちよる又山	仲尾村	親川・仲尾・呉我・饒辺名四ヵ村模合	杉新敷一敷
みやつ山	振慶名村	田井等村構	杉新敷一敷
ひい又山	振慶名村	饒辺名村構	杉敷一敷
御いきり川山	親川村	屋我村構	杉敷一敷
御いきり川山	?	田井等村構	樫木敷一敷

山　名	所持村名	構・模合持	樹種・敷数
しほきや又山	親川村	田井等・親川二ヵ村模合	杉敷一敷
しほきや又山	親川村	我部祖河村構	樫木敷一敷
しほきや又山	親川村	田井等村構	樫木敷二敷
しほきや又山	親川村	伊差川村構	樫木敷一敷
おちよる又山	親川村	呉我村構	杉敷一敷
おちよる又山	親川村	屋我・饒辺名・我部三ヵ村構	杣敷一敷
又喜納山	川上村	振慶名村構	樫木敷一敷
又喜納山	川上村	田井等村構	樫木敷一敷
又喜納山	川上村	振慶名村構	樫木敷一敷
又喜納山	川上村	田井等村構	樫木敷二敷
かつら又山	川上村	済井出村構	桐敷一敷
ぬくいけ山	川上村	仲尾次村構	樫木敷一敷
あら又山	仲尾次村	屋我村構	桐木敷一敷
あら又山	仲尾次村	我部村構	桐木敷二敷
長畠き山	真喜屋村	饒辺名村構	桐木敷一敷
長畠き山	真喜屋村	饒辺名村構	桐木敷三敷
長畠き山	真喜屋村	屋我村構	桐木敷一敷
長畠き山	真喜屋村	饒辺名・屋我二ヵ村構	桐木敷一敷
ゑほゑく山	源河村	済井出村構	松敷一敷
にしなかう山	源河村	屋我村構	松敷一敷
にしなかう山	源河村	屋我村構	松敷一敷

表３に見られるように、構には一村構と数村構の二つの形態がある。件数では一村構が43件、数村構が６件と、圧倒的に一村構の方が多い。

原文では、構は「親川村おちよる又山呉我村構杉敷一敷、……親川村同山屋我饒辺名我部三ヶ村構杣敷一敷」というかたちで出てくる。これを平易に解説すれば、「親川村の所持するおちよる又山に、呉我村が仕立てて構ている杉敷が一敷ある。……親川村の所持するおちよる又山に、屋我饒辺名我部三ヶ村が仕立てて構ている杣敷が一敷ある。」となる。

各村々の構利用敷地に植えられている樹種を、表３から敷数毎にまとめると、樫木が27敷、松が16敷、桐木が14敷、杉が４敷、杣が２敷となって、樫木、松、桐木などが最も多い。樫木、杉、杣などは王府御用として御法度木に指定されているが、他の松、桐木なども同様に王府御用の貴重木で、王府の許可なく、住民が勝手に切ることはできなかった。

これらの事実から判断して、一村構とは、ある村所持の山に他村が御用木を仕立てて管理している状態のこと、また、数村構とは、ある村所持の山に他の数村が共同で御用木を仕立てて管理している状態のこと、とまとめることができよう。

ここで注目すべきは、構利用の場合、所持村と構村とは、決して一致しないという点である。これは後述する模合利用と著しく異なる点である。

一村構の場合には、構村と所持村とは、43件ともすべて一致していない。他方、数村構の場合には、

6件のうち、2件は一致せず、残りの4件は所持村名不明である。所持村名不明のものは、山名で見ると、屋我地山が3件、さうきな山が1件である。

さうきな山と屋我地山の所在が確定できないが、仮に、屋我地山を例にとって、屋我地山を屋我地島内にあるものとした場合、同島の4部落（屋我、済井出、我部、饒辺名）と構利用している4部落とは一致しており、所持村を単村とすると、どちらか1つの部落が重なることになる。そうすると所持村と構村が一致しない、というこれまで述べた原則がくずれることになる。この矛盾をどう説明すればよいか。この矛盾を解くためには、屋我地山の所在とその歴史的な系譜を調べなければならないが、それは今後の課題とし、とりあえず、今の段階では、所持村と構村は一致しない、という原則に従うことにする。

ところで、このような構利用は、どのような歴史的プロセスを経て、生みだされてきたのであろうか。次に、このことが問題となるが、この点については、後で触れることにする。

2．模合利用

『広辞苑』には、模合は漢字ではなく、ひらかなで「もやい」とある。この「もやい」は「催合」とも書き、「二人以上の者が一緒に仕事をすること。共同。部落内の共同作業。利益の共同分配。」の意味で使われている。また、「部落で共有する山林」のことを「もやいやま」・「もやひ山」という、ともある。これに漢字を当てたのが「模合山」であろう。

『山奉行所規模帳』（1737年）、『参遣状』（1739年）、『八重山嶋杣山職務帳』（1740年）、『近世地方経済史料』（第九巻）等々の史料には、「模合山」、「村々模合持」、「間切模合山」、「百姓模合仕明地」などの言葉が見られる。これらの言葉は、その記載内容から見て、土地の共同所持を表わす意味で使われている。

模合という言葉は、一般に金銭の相互融資を目的とする頼母子講・無尽講の意味で使用される場合が多いが、「模合山」の例のように、土地の共同所持を表わす意味で使われる場合もある。

このように模合を共同の意味に理解した上で、表3を見てみよう。表3に見られるように、数村共同で模合利用している事例は、全部で4件である。

造林樹種は樫木が一敷、杉木が三敷となって、いずれも王府御用の御法度木である。

4件の模合利用に特徴的なことは、A村とB村、あるいはA村とB・C・D村が、ともにA村所持の山に共同で御用木を仕立てている点である。これは所持村と利用村が分離していた構利用と、著しく異なる点である。

このような模合利用は、どのようにして生まれてきたのであろうか。

この問題を解くには、我部祖河村の大城山の例がヒントになる。

『羽地間切杣山巡回日誌』の4月11日付のところには、次のように書かれている。

「我部祖河村大城山模合樫木敷之内古我地村構一敷、我部祖河村一敷、呉我村構一敷、仲尾村構一敷、同村同三敷」

この原文を平たく解説すれば、「我部祖河村の所持する大城山に、共同で仕立てた樫木の造林地があって、その中で古我地村管理のものが一つ、我部祖河村のものが一つ、呉我村管理のものが一つ、仲尾村管理のものが合計四つある」ということになる。

これらの事実から見ると、まず、ある村所持の山に、数村が共同で樹木を仕立てて、それを各村毎に分割する、というのが模合利用の一つのやり方になつている。共同植林地が分割され、それぞれ持ち分が定まると、その植林地は何々村構と称されるようになる。

数村が共同で樹木を植えつけたところを分割しないときは、数村模合持のかたちになるが、それには二つのタイプがある。一つは、数村模合仕立地の中に、仕立地を所持する村が入っている場合である。これが数村模合利用である。二つ目は、数村模合仕立地の中に、仕立地を所持する村が入っていない場

合である。これは構利用と称され、数村構利用となる。

ところで、なぜ、模合や構と称して、他の村所持の山に、樹木を仕立てることができるのか。このことは王府の林野政策と深く関わる問題なので、次章で総括的に取り上げることにする。

Ⅳ　杣山利用のパターン

ここで杣山利用のあり方に着目して、表１を全体的に見渡してみると、次の５つのタイプが浮かび上がってくる。

第一は、一村所持利用形態である。

これは一つの山を一つの村が独占的に利用している状態のことで、合計263件のうち208件(79%)と、圧倒的多数を占めている。

第二は、一村所持一村構利用形態である。

これは一つの村が所持する山を他の一つの村が構利用している状態のことで、件数にして43件（16.3%）を占める。

第三は、数村所持利用形態である。

これは一つの山を数村で共同所持利用している状態のことで、件数にして２件（0.8%）と極めて少ない。

①饒辺名・済井出・屋我三ヵ村の「屋我地山」と、②済井出・饒辺名二ヵ村の「さうきな山」の例が、これに当る。

第四は、一村所持数村模合利用形態である。

これは一つの山を一つの村が所持し、それを数村で共同利用している状態のことで、件数にして４件（1.5%）を占める。前章ですでに述べたように、この場合、数村共同利用の中に、山所持の村が必ず含まれる。

①屋我・饒辺名二ヵ村模合利用の饒辺名村所持の「なかね山」、②我部・饒辺名二ヵ村模合利用の饒辺名村所持の「なかね山」、③親川・仲尾・呉我・饒辺名四ヵ村模合利用の仲尾村所持の「おちよる又山」、④田井等・親川二ヵ村模合利用の親川村所持の「しほきや又山」などの例が、これに当る。

第五は、一村所持数村構利用形態である。

これは一つのむらが所持する山を、数村が構利用している状態のことで、件数にして６件（2.3%）を占める。これも前章ですでに述べたように、数村構利用の中には、山所持村は含まれず、構利用村と山所持村とは、原則として分離する。

これらの中で一村所持が史料に明記されているのは、①屋我・饒辺名・我部三ヵ村構利用の親川村所持の「おちよる又山」と、②饒辺名・屋我二ヵ村構利用の真喜屋村所持の「長畠き山」の２件のみである。他の４件、すなわち、屋我・済井出・我部・饒辺名四ヵ村構利用の「屋我地山」（３件）と「さうきな山」（１件）は所持村名が不明である。

さて、前章で既に疑問点を呈示したいころであるが、このような利用形態は、いかなる歴史的プロセスを経て、生み出されてきたのであろうか。また、構・模合と称する利用のあり方が、なぜ可能なのか。次に、これらの点について、概括的に考察してみよう。

近世琉球における農民の林野利用が、大きな変貌を遂げるのは、前にも触れたように、18世紀の30年代から50年代にかけて、大々的に実施された王府の林政改革によってである。

この時期に全琉球の林野の境界測量が実施され、田畑と林野との区別、山野と杣山との区分などが行われる。そのねらいは、これまで利用範囲の錯綜した「間切模合山」・「村々模合持」山・「模合山」などを、一村所持の山に区分して、その管理主体の責任を村に付与し、王府の御用木の安定的供給を図ろうとするところにあった。

先に述べた一村所持利用形態は、このような王府の林政改革路線のフィルターを通して、生みだされたものであるが、その系譜は、従来の村々の模合利用地を境界区分して、その利用慣行を王府が公認

したものである。

ところで、各村々は王府の要請に応じて、山雑物（薪木、炭、竹類、小丸太）や御普請用大材木、などの供出を義務付られていたが、村ごとの御用木の供出負担の均等化と農業生産とのかねあいで、王府は各村々の頭高、林野の広狭に応じて、村建て、村移し、林野の分割移動、などの調整作業を行っている。

たとえば、1736年（乾隆元）には、今帰仁間切の山林が少ないことを理由に、羽地山林内の呉我、桃原、我部、松田、振慶名などの各村々を山林外に移動させて、羽地間切の管轄内に含め、その山林は今帰仁間切に属せしめている。また、人口の増加と山林の狭小を理由に、同年羽地山林を分割して今帰仁間切に属せしめ、その地に湧川村を建てて、山林の看守にあたらせたりしている（『球陽』）。

しかしながら、このような林野所持の調整にもかかわらず、人口増加や仕明地（開墾地）の拡大等々に伴なつて、村ごとの実質的な林野面積は減少する。また、旧来の模合利用地を各村ごとに分割するといっても、各村々の自然的・社会的立地条件に制約されて、実際には、分割地の不均衡が現われてくる。さらに、新村が成立（たとえば、屋取村落など）すると、その村の林野利用は奥山に限られるか、あるいは面積的にかなりの制約を受けざるをえない。

表4　各村別の所持敷数と構敷数の比較

村名	所持敷数		構敷数		合計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
真喜屋	52	—	—	—	52	100
源河	48	—	—	—	48	100
仲尾次	43	97.7	1	2.3	44	100
川上	40	—	—	—	40	100
親川	35	94.6	2	5.4	37	100
振慶名	25	89.3	3	10.7	28	100
田井等	22	75.9	7	24.1	29	100
我部祖河	23	92.0	2	8.0	25	100
伊差川	21	67.7	10	32.3	31	100
饒辺名	20	80.0	5	20.0	25	100
呉我	17	89.5	2	10.5	19	100
仲尾	10	62.5	6	37.5	16	100
古我地	9	60.0	6	40.0	15	100
屋我	7	58.3	5	41.7	12	100
済井出	6	66.7	3	33.3	9	100
我部	1	25.0	3	75.0	4	100
合計	379		55		434	

注：数村共同所持は省いてある。ある村所持の山を他の村が構利用している場合も所持敷数に含めてある。

そこで、このような林野利用のアンバランスを調整する一つのやり方として、これまで述べてきた構利用という方法が、政策的に生みだされた訳である。ここで注意すべきは、構利用は王府の御用木を仕立てる場合に限ってのみ認められている、ことである。つまり、私的利用ではなく、御用木の調達を目的とした公的利用なのである。

林野利用のアンバランスを調整する一つの方法が、構利用であるとするならば、所持敷数と構敷数との間に、何らかの関係が存在するはずである。

表4は、各村々がどれくらい、所持敷数と構敷数を持っているかを、表1から取りまとめたものである。所持敷数52の真喜屋村から、所持敷数1の我部村まで、その不均衡は顕著である。全体的に見て、屋我地島の我部・済井出・屋我、などの村々が、所持敷数は少ない。これは同島内の狭小な林野面積に、制約された結果であろう。それとは逆に、構敷数は、伊差川村は例外として、所持敷数の少ない村に、多くなる傾向がうかがえる。

これらの事実から見ると、所持敷数の増減と構敷数の増減とは、逆関数的に変動しており、そこに王府の政策的意図が作用している、と考えられるが、王府の政策的意図も、また、村の人口と生産力、村の移動と旧村落における林野利用のあり方などによつて、大きく影響を受けているのである。

さて、このような林野利用成立の歴史的プロセスを総括的にデッサンすると、次のようになろう。

まず、王府の林政改革を契機に、農民的林野利用が大きな変革を受けているので、それを基準にして、以前の林野利用と以後の林野利用に分ける。そして、以前の林野利用を“古琉球的林野利用”、以後の林野利用を“近世的林野利用”、と呼ぶことにする。

そうすると、「間切模合山」・「村々模合持」山・「模合山」などは、古琉球的林野利用の範疇に入ることになる。先に類型化した数村所持利用形態と一村所持数村模合利用形態は、これに含まれる。また、一村所持利用形態、一村所持一村構利用形態、一村所持数村構利用形態などは、近世的林野利用の範疇に含まれる。

要するに、王府の林政改革によって、古琉球的林野利用である模合利用が、旧来の利用慣行を部分的に残しながら、大勢としては、近世的林野利用である一村所持・構利用のかたちに変容を受けた、ということであり、それは一言でいえば、林野の管理利用システムの近世的再編であったのである。

V　まとめと今後の課題

杣山の利用形態には、①一村所持利用形態、②一村所持一村構利用形態、③数村所持利用形態、④一村所持数村模合利用形態、⑤一村所持数村構利用形態、の五つのタイプがある。

18世紀中葉の王府の林政改革を境目にして、林野の利用形態は、古琉球的林野利用である模合利用から、近世的林野利用である一村所持・構利用に変化していくが、それは約言すれば、林野の管理利用システムの近世的再編過程であった。

構利用とは、ある村所持の山に、他村が御用木を仕立てて管理している状態のことである。これには一村構利用と数村構利用の二つがある。この場合、山の所持村と構利用村とは一致せず、分離した状態になっており、この点が、模合利用と著しく異なる。この構利用は、各村々の林野利用のアンバランスを調整する一つの方法として、元文検地後に新たに作られたシステムである。

模合利用とは、ある村所持の山に数村が共同で樹木を仕立てることである。この場合、山の所持村は模合利用村の中に含まれる。この共同植林地は、分割されて一村構・数村構持ちになり、あるいは分割されずに、数村模合持ちのかたちになる。

造林樹種で最も多いのは松で、次いで樫木、桐木、杉木、杣、などとなっている。構・模合利用地に植えられる樹種で、最も多いのは樫木で、その他、松、桐木、杉木、杣、などが植えられている。

以上が、これまでの分折結果から、明らかになった主要な点である。

今後は、史料中に出てくる山名の所在、現在の林野所有形態と管理利用のあり方、近世期の村の移動・成立と林野利用との関係、近世期の村の性格などの解明が、残された主要な研究課題であり、それによって、近世・近代にかけての山と人と村落の結びつきの歴史像が、より鮮明に見えてくるものと思う。

参考文献

1．球陽研究会遍、昭和49年、球陽、角川書店
2．仲間勇栄、1984、沖縄林野制度利用史研究、ひるぎ社
3．琉球政府、1968、沖縄旧慣地制、沖縄県史、第21巻史料編11、琉球政府
4．農商務省山林局、明治39年、沖縄県森林視察復命書、農商務省山林局
5．小野武夫編、昭和44年、近世地方経済史料、第９巻、吉川弘文館
6．田里修、1983、元文検地、沖縄大百科事典、沖縄タイムス社
7．山本弘文、1982、近世久米島の土地所有と地代、沖縄久米島、弘文堂
8．山本弘文、1987、慶長検地後の琉球王国の土地制度、琉球・沖縄－その歴史と日本史像、雄山閣